

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第45回）議事録

1 日時 平成30年10月16日（火） 14時00分～14時30分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、
泉本 小夜子、熊谷 亮丸、知野 恵子（以上6名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（局長）、秋本 芳徳（電気通信事業部長）、
竹村 晃一（総務課長）、大村 真一（料金サービス課長）、
大塚 康裕（料金サービス課企画官）、

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申事項

- ①「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」について
【平成29年11月15日付け諮問第1226号】

開 会

○山内部会長　ただいまから、第45回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

答申事項

「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」
について

【平成29年11月15日付け諮問第1226号】

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件であり、諮問第1226号「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」についてでございます。

本件は、本年7月に開催した当部会において接続政策委員会から検討結果の報告があったものです。審議の結果、当部会において、これを答申（案）とすることとして、約1カ月の間、意見募集を行い、答申（案）について寄せられたご意見を踏まえ、接続政策委員会で検討していただきました。本日は、その検討結果についてご報告をいただきます。

それでは、接続政策委員会の相田主査から、意見募集について提出された意見及びそれらに対する考え方の案、また、これに基づく答申（案）の修正点についてご説明をお願いいたします。

○相田部会長代理　それでは、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申（案）について寄せられたご意見と、それを踏まえた検討結果についてご報告させていただきます。

本件は、NTT東日本、西日本が設置する固定電話網の設備のうち、加入者交換機や中継交換機等の接続料算定に用いられております長期増分費用方式に関しまして、平成31年度以降の接続料算定における適用の在り方について、昨年11月に総務省から諮問を受けたものでございます。

ただいま部会長からご紹介がございましたとおり、7月に開催された当部会での審議を踏まえ、答申（案）が取りまとめられまして、その答申（案）につきまして、7月19日から8月22日まで、約1カ月間、意見募集が行われた結果、電気通信事業者5者から意見の提出がございました。それらのご意見につきまして、9月25日に接続政策委員会を開催し、当委員会としての考え方を整理いたしました。その検討結果をお手元の資料45-1-3にまとめてございます。また、寄せられたご意見を踏まえ、3カ所ほど、答申（案）の内容を修正いたしております。修正後の答申（案）は資料45-1-2、答申（案）の概要が資料45-1-1となっております。

これらの詳細につきましては、事務局のほうから説明いただけるということですので、お願いしたいと思います。

○大村料金サービス課長　それでは、お寄せいただいたご意見及びそれに対する考え方の概要、また、答申（案）の3点の修正点についてご説明させていただきます。

まず、資料45-1-3をごらんください。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目です。総論的なご意見です。

意見1-1、通信量の減少等、固定電話の市場環境の変化を踏まえて接続料規制を撤廃すべきというNTT東西からのご意見です。

こちらについての考え方ですが、右側1段落目、加入電話・ISDNの契約数は、減少傾向にあるものの、固定電話全体の4割を占めているため、接続事業者が提供する電話サービス原価のうちNTT東西へ支払う接続料の割合も高いと考えられるとした上で、3段落目ですが、今後も接続料が上昇を続けることにより、さらなる効率化へのインセンティブが十分に働かなくなるおそれがあるとして、最後の段落、次のページに行きまして、接続事業者が支払う接続料についても、技術の進展を踏まえ、さらなる低廉化が促進されることが求められるとしてございます。

続きまして、2ページ下の意見1-2、接続料規定を直ちに撤廃することが困難だとしても、長期増分費用方式ではなく、実績原価方式を適用すべきという、こちらもNTT東西からのご意見でございます。

こちらにつきましては、右側、考え方ですが、1段落目で現行の制度の趣旨について、また、2段落目で、長期増分費用方式、LRIC方式を適用している理由について説明した上で、3ページの3段落目ですが、4行目から、答申（案）に示したとおり、実際費用の水準は現状、十分に低廉な水準とは言えず、公正な競争環境の確保の観点からは、

非効率性の排除が可能な長期増分費用方式の適用の意義はむしろ従来より増大している
と言えるとしてございます。

続きまして、ページを飛ばしていただきまして、5ページ、意見1-3でございます。
次々期適用期間以降の接続料算定の在り方は、PSTNからIP網への移行後の市場環
境や利用状況を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で検討すべきというNTT東西
からのご意見でございます。

こちらにつきまして、考え方ですが、1段落目で、情報通信審議会の答申「固定電話
網の円滑な移行の在り方」一次答申での考え方を説明し、2段落目で、接続料の算定に
関する研究会の一次報告書での考え方について説明をし、さらに、6ページに参りまし
て、3段落目で、接続政策委員会の関係事業者ヒアリングにおける接続事業者から示さ
れた意見についてご紹介した上で、結論としては4段落目ですが、長期増分費用方式は
有力なオプションであるとした上で、次々期適用期間以降の接続料算定に用いる方式と
して他のオプションとあわせて採用の適否を検討していくことが適当であるとしてござ
います。

続きまして、8ページ目に飛んでいただきまして、第2章に対するご意見ございま
す。意見2-1、IP網への移行過程及び移行後においても、長期増分費用方式を引き
続き適用すべきという賛同のご意見です。

9ページ目、意見2-2、IP網への移行時、個別事業者の接続ルート切りかえの前
後で接続料を区別せずに単一の料金を適用すべきという、こちらも賛同のご意見です。

意見2-3、10ページでございます。次々期適用期間以降の接続料算定方法の検討
に向け、NTT東西はメタル収容装置のコスト見通しを早期に明確にすべきという賛同
のご意見です。これら3つの意見は、いずれもソフトバンク、楽天コミュニケーションズ、
KDDIからお寄せいただいたものでございます。

続きまして、12ページ目です。意見2-4、長期増分費用方式で算定した接続料は、
NTT東西以外の接続事業者もベンチマークとして用いており、市場のIP化を反映し
たモデルとすべきというソフトバンクからの賛同のご意見でございます。

続いて、意見2-5、NTT東西から、自社の主張に関し一部修正を求めるというご
意見でございます。こちらにつきましては、右側の端の欄ですけれども、修正ありとし
てございます。

資料45-1-2の該当の箇所、31ページをごらんいただければと存じます。31

ページで、字を赤くして消し線が入ったところのご意見、「また」で始まるご意見についてなのですが、これは関係事業者から接続政策委員会の場で寄せられた主な意見を紹介した箇所でございます。

資料45-1-3にお戻りいただきまして、意見2-5の具体的なご意見のところですけれども、この意見については、NTT東西から、次期適用期間における接続料算定方式に関し、複数の接続形態が並存し得る期間ではないことから、IPモデルの採用可能性について、複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性という観点から議論することは適切でないと考えますという主張をしたものであって、修正していただきたいというご意見をいただいたものです。

答申（案）の31ページの記述ですが、考え方の1段落目でございますように、このご意見の前提となっている質問事項の考え方そのものが答申（案）に採用されていなかったことから、原案の答申（案）のような表現にしたものでございますが、これがNTT東西の主張を正しく反映していないというご指摘でございますので、この箇所を削除する修正をすることとしてございます。したがって、31ページで消し線を入れさせていただいているところでございます。

続きまして、寄せられた意見の資料の13ページをごらんください。意見2-6、次期適用期間から改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うべきというソフトバンク、楽天コミュニケーションズからのご意見でございます。

こちらにつきましては、右側考え方、1段落目でございますように、答申（案）で示したとおり、より効率的な改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うこととすることが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨にかなっている。一方で、既存の利用者の円滑な移行への考慮から、当面の間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適切であるとした上で、2段落目、移行を終了する時期について特定するのは現時点では時期尚早と考えられるが、引き続き検討が必要であるとしているところでございます。

続きまして、1つ飛ばしまして、14ページ、意見2-8、移行の一階梯として改良PSTNモデルを用い、スタックテストの結果により改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせへ移行の段階を進める案に賛同というKDDIからのご意見でございます。

続きまして、15ページ、意見2-9、指針に基づくスタックテストの検証方法には、

検証対象の範囲など課題があるというソフトバンク、楽天コミュニケーションズ、KDDIからのご意見でございます。

こちらについての考え方ですが、答申（案）に示したとおり、スタックテストの検証方法については、改善すべき点がないか、総務省において検討を行う必要があるとしてございます。

続きまして、17ページ、意見2-10、加入電話・ISDN通話料は需要が減少し、競争環境にないため、スタックテストの検証対象から除外すべきというNTT東西からのご意見でございます。こちらのご意見につきましては、まず、前提として、スタックテストの概要なんですけれども、資料上、概要がまとまった形でないので、拾い読みする形でご説明させていただきますと、意見の1段落目にありますように、スタックテストの検証の目的というのは、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することにあるものでございます。具体的にどういうことを行うものかですけれども、こちらは考え方のほうの4段落目をごらんいただければと思います。この4段落目の中の4行目あたりから始まる場所ですけれども、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準これを用いて、まず確認をした上で、その次の文ですけれども、その差分が営業費相当基準額を下回った場合に、その下に書いてあります①価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを示すに足りる十分な論拠の提示、②利用者料金の変更等による差分の調整のいずれかの措置を講ずるとしているものでございます。このようなスタックテストを用いた検証についてご意見をいただいているところですが、ご意見の具体的な内容として、ご意見のほうの3段落目、「仮に」で始まる段落ですけれども、仮に、スタックテストの検証の対象とされ、利用者料金による収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合、当社としては、不当な競争を引き起こさないと考えた理由を提示する考えですという考え方をいただき、また、次の段落で、具体的な差分の額を調整するために必要な措置として、改良IPモデルとの組み合わせを行うことは不適切であると考えますというご意見でございます。

こちらにつきまして、考え方ですが、右側3段落目、段階的な移行に当たっては、価格圧搾のおそれが生じるような場合には、移行の段階を進めることとするものであるという考え方を示した上で、この価格圧搾のおそれについては、先ほどごらんいただいた利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで

判断することが適当であるとし、こちら先ほどごらんいただいた①の十分な論拠の提示、②の差分の調整というような措置を用いることはないという考え方であるとしているものでございます。

しかしながら、18ページに行ってくださいまして、「ただし」で始まる段落ですけれども、この価格圧搾のおそれが生じるとしても、他事業者接続料の著しい上昇といった他律的な要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地があると考えられるとしているところでございます。こちらにつきまして、このただし書きの部分を、答申（案）を修正して追記する形とさせていただきます。

答申（案）の39ページをごらんください。39ページの、小さい文字ですけれども、注の33というところに今の考え方でお示しした考え方を追記してございます。

戻りまして、18ページ、意見2-11、改良PSTNモデルと改良IPモデルの具体的な組み合わせ方法を総務省において指定することは適当ではない。また、検討に当たって関係者への影響に関する検証、確認が一切行われていないというNTT東西からのご意見でございます。

こちらにつきましては、次の19ページの2段落目、「この場合」で始まる段落ですが、モデルの組み合わせは、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けて移行の段階を進めることを目的としているということから、組み合わせ方法をNTT東西に委ねることは適切ではないとしてございます。

続きまして、意見2-12、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせで接続料を精算する場合、精算システムの追加開発等、新たな費用が生じるというNTT東西からのご意見でございます。

こちらについては、右側1段落目でございますように、精算方法についても一定程度の見直しを行っていくことはやむを得ないものという考え方を示しているところでございます。

21ページ、第3章についてです。意見3-1、き線点RT-GC間伝送路コストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、ユニバーサルサービス制度の検討の後に見直しを行うべきという、ソフトバンク、楽天コミュニケーションズ、KDDIからのご賛同の意見でございます。

意見3-2、22ページです。き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から控

除することを目的としてユニバーサルサービス交付金制度を見直すためには、社会的なコンセンサスが必要。ユニバーサルサービス制度とNTSコストの扱いについて一体的な検討が必要というNTT東西からのご意見でございます。

こちらにつきましては、右側1段落目で、情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申の考え方をご紹介した上で、2段落目、NTSコストの扱いについては、このユニバーサルサービス制度の検討の後に見直すことが適当であるとしてございます。

続きまして、23ページ、第4章に対するご意見です。意見4-1、原則は東西別に接続料を設定することが適当というソフトバンクからのご意見、また、意見4-2、市場動向等を踏まえ、東西別の接続料を検討すべきという楽天コミュニケーションズ、KDDIからのご意見でございます。

こちらは、考え方4-1をごらんいただければと思いますが、NTT東西それぞれの接続料が別々に設定されることが原則であるが、東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きく現実的ではないという考え方を示してございます。

続きまして、第5章に対するご意見です。25ページをごらんください。意見5-1、接続料算定の入力値として用いる通信量は、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用すべきというソフトバンク、楽天コミュニケーションズ、KDDIからの賛同のご意見でございます。

26ページ、意見5-2、適用年度の通信量等コスト・需要を用いて算定すべきというNTT東西からのご意見でございます。

こちらにつきましては、考え方ですが、1段落目、予測期間が長期化すると予測精度が低下する一方、通信量が減少局面にある場合、通信量計測期間が適用年度から離れると大きく評価されるということから、3つの予測方法について検討した上で、結論は次の27ページの最後の段落ですが、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当という考え方を示してございます。

続きまして、27ページの意見5-3、第6次モデルで採用されたIP網への移行の進展を踏まえた償却済み比率を用いた補正について、最新の需要に応じた施設を新たに構築するというLRIC方式の前提と相入れないため、取りやめるべきというNTT東西からのご意見でございます。

こちらにつきましては、考え方の1段落目、現在もIP網への移行期であることに変

わりがないため、引き続きこの措置を適用することが適当であるとし、これが前回の答申で示された考え方ですが、I P 網への移行は前回答申以降も進展しており、考え方は変わっていないということを示した上で、もとの答申（案）でこの考え方についての記述がなかったことから、この上記考え方を明確に示すため、修正をすることとしてございます。答申（案）の修正につきましては、答申（案）の43ページにこの旨の記述を追加してございます。その他で追加しているところでございます。

続きまして、意見5-4、光ケーブルの経済的耐用年数の見直しについて検討すべきというソフトバンク、KDDIからのご意見でございます。

こちらにつきましては、考え方で、引き続き、長期増分費用モデル研究会等において検討が行われることが適当としてございます。

29ページ、第6章に対するご意見です。意見6-1、次期適用期間ではPSTN接続料と光I P 電話接続料の双方の加重平均値を接続料として適用しないとした案に賛同というソフトバンク、楽天コミュニケーションズからのご意見です。

また、意見6-2、次々期適用期間以降におけるPSTN接続料と光I P 電話接続料との関係は、モデル適用期間等の議論とあわせて検討することが適当というソフトバンク、KDDIからのおおむね賛同のご意見をいただいております。

第7章に対するご意見、31ページです。意見7-1、次期適用期間を3年間とする案に賛同。この期間中にI P 網における接続料算定の検討を進めることが必要という楽天コミュニケーションズ、KDDIからのご意見でございます。

最後の第8章です。32ページ、意見8-1、次々期適用期間はI P 網を前提とした接続料算定を行うべきであり、それに向けて十分な検討が必要というソフトバンク、KDDIからのおおむね賛同のご意見をいただいております。

最後のご意見が33ページ、意見8-2、ネットワーク効率化へのインセンティブは十分に働く仕組みとなっているというNTT東西からのご意見です。

こちらにつきましては、考え方で、答申（案）の趣旨としては、接続料が今後も上昇を続けることにより、費用負担がさらに増大することで、ネットワークの効率化へのインセンティブが働かなくなるおそれがあることを示しているものという答申（案）の趣旨のご説明を示す形での考え方とさせていただいております。

済みません。ちょっと長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば、ご発言願いますが、いかがでございましょう。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員　　どうもご説明、ありがとうございました。

資料の４５－１－２の答申（案）の３９ページのところに関してコメントをさせていただきたいと思っておりますけれども、結論としては、注の３３の記述について賛成をいたします。

今回の検討では、次期適用期間をＩＰ網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期としていることが重要なポイントだと考えています。そして、価格圧搾のおそれが生じる場合には、改良ＰＳＴＮモデルと改良ＩＰモデルの組み合わせによって移行の段階を進めるという考え方を整理しているわけですので、制度の整備に当たっては、この考え方を適切に反映すること、また、それによって、答申（案）の第８章でも示されているように、次の次の時期の適用期間におけるネットワークＩＰ化等の技術の進展を踏まえた、さらなる接続料の低廉化を促進していくということが重要だと考えます。

その観点から、今申し上げた３９ページの注の３３というところを見ると、移行の段階を進める判断基準でございましてけれども、具体的に差分が営業費相当基準額を下回る場合と明示している、この修正については適切であると考えます。

また、同じく注の３３のところでもございましてけれども、差分が営業費用相当基準額を下回った場合でも、それが他律的な要因によるものであって、客観的かつ定量的に確認できる場合があるのであれば、そうした事情を考慮し得ると、そういう整理についても一定の妥当性があるのではないかと考えます。

以上、意見でございまして。

○山内部会長　　どうもありがとうございます。

ほかに何か。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。今、ご賛同のご意見をいただきましたので、本件につきましては、答申（案）、資料４５－１－４のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内部会長　　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することとさせてい

たきます。

ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○谷脇総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の谷脇でございます。

本日は、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」につきまして答申をいただきまして、まことにありがとうございました。

昨年の3月に答申をいただきました「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申では、IP網への移行期間におけるPSTNに係る接続料算定のあり方が課題とされておりました。今回の答申では、IP網への移行期間において、PSTNの接続料が年々上昇を続ける中、公正な競争環境の確保などの観点から、平成31年度から33年度までの3年間でIP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期と位置づけ、長期増分費用方式に基づく接続料算定の考え方について取りまとめをいただいたところでございます。

総務省といたしましては、本日いただきました答申を受けまして、関係省令等の整備を進め、NTT東日本、西日本の平成31年度接続約款の変更認可申請に適切に対処してまいりたいと考えております。

また、今後も、PSTNからIP網への移行の進展や技術の進展の動向を踏まえた接続料算定のあり方について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

閉 会

○山内部会長 以上で本日の議題は終了ということになりますが、委員の皆様から何か特段ご発言があれば承りますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますか。

○後潟管理室長 特にございません。

○山内部会長 それでは、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げます。

それでは、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。